

明清期地方行政制度攷

真
水
康
樹

- 一 行政効率の向上と地方行政制度の変遷
- 二 督撫制度、布政使司と省級行政区
- 三 府、直隸州と州県
- 四 上中下制から、繁簡制、そして衝繁疲難制への変遷
- 五 土司制度と改土帰流
- 六 衛所の普通行政区化

一 行政効率の向上と地方行政制度の変遷

前近代社会の政治的アリーナにおいて、行政効率の向上と対抗勢力の統制という、中央権力にとっての二つの主要な動機の間には矛盾が生じたとき、対抗勢力の統制という動機に優先的な地位があたえられてきた。対抗勢力の統制は、行政効率の低下さえともなう権力分割を通じて追求されたので、対抗勢力の統制と行政効率の追求との間には、しばしば矛盾が生じたのであった。もともと、明清期になると、中央権力は相当大きな安定性を獲得し、中央の地方に対する統制能力はいっそう強化され、分裂の可能性はすでに存在しなくなっていた。そこで、中央は対抗勢力の統制を主とする政策に代えて、行政効率の向上を主とする政策を選択するにいたった。ここにおいて、常設の省級地方行政官が出現する可能性が生じたのであった。これが、本稿を支える基本的なモチーフである。

一級行政区についてみると、唐宋の両時代においては、最高の地方機構は、非常設の監察官であった。宋代に地方一級の行政長官が置かれていたか否かについては、議論が分かれているが、たゞ、少なくとも、宋代に元代でも、王朝が始まったときには、常設の地方行政官はなかった。明代になってはじめて、王朝の創始とともに、省級の常設地方官を設けることが定制となった。もちろん、当然のことであるが、明清時代においても、対抗勢力に対する統制という動機は存在し続けていた。布政使司、提刑按察使司、都指揮使司による明代のいわゆる三司体制は、対抗勢力の統制というこの動機を、まったく理想的に体現していたが、しかし、同時に、統制力の欠乏という欠点を有していた。清代の地方制度は、明代三司制度のこの欠点を克服すると同時に、さらに高いレベルで、

統制力の保持と権力分割（對抗勢力の統制）との間の矛盾という課題の解決を達成したのであった。

ところで、三級行政区である県級は非常に安定しており、行政機構の数量的変化は極めて限られたものであった。変化が出現したのは、二級行政区及び、上述の一級行政区である。唐から宋、また、明から清へと、二級行政区には増加傾向が見られる。二級行政区の増加は、平均管理県数の減少を意味しており、したがって、さらにいっそう周到に三級行政区を管理することが可能となった。他方、宋から明へと、二級行政区は減少した。このことは、二級行政区が平均して管理する県数が増加したことであり、行政管理能力の向上を意味している。この変化は、明代における一級行政区の設置を背景として、はじめて可能となったのである（そして、いったん、一級行政区が成立してしまつと、今度は、上述のように、明から清へと、二級行政区は増加したのであった）。

二 督撫制度、布政使司と省級行政区

(一) 明代督撫制度

明朝の三司体制は、三司に特定の職務を専管させるという意味では、一定程度において行政効率の向上を目指したものであったが、その最大の目的は、なにより、三司相互の間の相互牽制を実現して、中央の操縦を容易ならしめ、中央権力に対する對抗勢力の出現を統制することにあつた。この点は、三司の上に立つ省級地方行政長官が

設置されなかったことから明らかである。しかしながら、統制力の欠如したその体制は、つねに不安定要因を伏在させており、三司体制は、その後、日増しに権勢を消失していった。

『明会要』は「地方総督、正統六年(一四四二)年設立、前後共設置十四処⁽¹⁾」と記録しているが、明代の総督は「定制」ではなかった。

他方、巡撫については、その質的転換点は、正統一四年(一四四九)の「土木の変」に認められる。この事件以降、巡撫は都御史を兼職するようになり、全国に派遣されていった⁽²⁾。もっとも、巡撫も、結局のところ、明代においては「定制」ではなく、「地方行政長官」でもなかった。なぜなら、省域の唯一の基準は依然として布政使であったからである(一三布政使司体制は、宣徳三年(一四二八)に交趾布政使司を廃止した際に成立した)。また、明代巡撫は、行政系統ではなく、監察系統に属しており、さらに、明代巡撫は、「職名」ではなく、「任務」名に過ぎなかった。

ところで、この明代巡撫は、北方辺境の防衛と密接に関連していた。北方防衛を重点とする明末巡撫体制は、清初の巡撫体制の成立に決定的な影響を与えることになった。

(二) 清代督撫制度の形成と完成

清代督撫制度は、乾隆二五年(一七六〇)に、陝甘総督と四川総督が設置された際に最終的な完成をみる。この

後、清末までずっと何の変化もなかった。したがって、往々にして、乾隆二〇年代以後の督撫制度が清代督撫制度の典型とみられがちである。けれども、これ以前に、順治元年（一六四四）の入関以来、一〇〇年以上に及ぶ形成期があった。本稿が主題とするのは、この形成期である。

清代総督体制の原型は、康熙四年（一六六五）四月に成立した。この時、総督の大規模な統合、合併が行われ、全部で九総督体制が生まれた。³⁾それ以前で最大規模の変化は、順治一八年（一六六一）のものである。この時、総督はほとんどすべての省に設置されて、一五総督となった。しかし、一五総督体制の命脈は非常に短く、康熙四年（一六六五）になると、九総督に減少したのであった。

巡撫については、順治四年（一六四七）に最多の二四巡撫となった。順治九年（一六五二）には、登萊、宣府の二巡撫を廃止し、康熙元年（一六六二）には、延綏巡撫を廃止、康熙三年（一六六四）には鄖陽巡撫を廃止、康熙四年（一六六五）にいたっては、鳳陽、寧夏、南贛の三巡撫が廃止され、全国一八巡撫体制が成立した。この後、巡撫制度は、雍正二年（一七二四）の直隸巡撫廃止、乾隆一三（一七四八）年の四川巡撫廃止等の小規模の変化を受けた。最後に、乾隆二九年（一七六四）甘肅巡撫が廃止された後には、一五巡撫体制は清末までずっと基本的な変化を被ることがなかった（専任の巡撫は一五名いたが、直隸、四川、甘肅巡撫はすべて総督の兼職であり、したがって、巡撫の職位は一八巡撫であった）。

上述の一八巡撫体制の成立過程のなかで、宣府、延綏、寧夏三巡撫の廃止は注目するに値する。なぜなら、これらの九巡撫の存続は、北方辺境防衛を重点とする明代巡撫体制と清初の巡撫体制の連続性の象徴だったからである。したがって、これらの巡撫の廃棄は、清朝巡撫体制が明代の影響を離脱すると同時に、自己の時代にふさわし

い特色を獲得したことを意味しているわけである。⁽⁴⁾また、南贛巡撫は、明代以来の巡撫であり、幾つかの省界にまたがる特殊な存在であった。ここにも「定制」ではなかった明代巡撫の性質が残留しているのを見ることが出来る。「定制」である清代巡撫体制は、こうした特殊性を許容することはできず、それを脱ぎ捨てたのであった。したがって、南贛巡撫の廃棄は、また、清代巡撫体制が明代巡撫体制の影響を離脱したことのひとつの指標なのであった。さらに、康熙四年(一六六五)の南贛巡撫廃止以前には、清代巡撫は、省域とは合致していなかったことを指摘しておかなければならない。当時省域を代表していたのは、以下に言及する布政使司であった。

督撫に次ぐ省級の民政長官である布政使は、順治一六年(一六五九)になると、直隸を除いて一四布政使司となった(これは清初の一五省体制の起源である)。その後、康熙三年(一六六四)になると、湖広省には駐武昌の左布政使、駐長沙の右布政使が設置され、康熙五年(一六六六)には、陝西省右布政使が甘肅布政使に改称され、同時に蘭州に移駐した(左布政使は、康熙六年(一六六七)に西安布政使に改称された)。康熙六年(一六六七)、江南省の左右布政使の管轄区に変動があり、それぞれ、安徽布政使、江蘇布政使に改名された。当年、上述の三省以外の全省で、左右二布政使は、一省一布政使に改められ、上述の三省では左右布政使の名称の使用を停止した(この過程は、実際かなり複雑であり、詳しくは、二―(三)で考察する)。ここにおいて、直隸以外の全国各省に、一七布政使体制が確立したのであった。この後、雍正二年(一七二四)に直隸布政使が設置され、乾隆二五年(一七六〇)に安徽布政使が江蘇省江寧府から安徽省安慶府に移動したのに伴って、江蘇省には江寧布政使が設置され、全国一七布政使体制が成立した(すなわち、江蘇省にのみ二布政使が存在した。したがって、乾隆二五年(一七六〇)以後になると、布政使は省域の基準ではなくなっているわけである)。

康熙四年（一六六五）の全国一八巡撫体制の成立、さらに、康熙六年（一六六七）の一省一布政使への改変などにみられるように、乾隆二五年（一七六〇）の省級地方行政管理体制の完成に先だって、清代省級地方行政管理体制は、総督体制を除けば、康熙初期には基本的な完成をみていたのであった。総督体制の方は、康熙四年（一六六五）にその原型である九総督体制を成立させた後に、次のような完成過程をたどった。

その完成過程を総覧すると、両江、湖広総督は康熙年間に早々と安定化している。また、閩浙、両広、雲貴、直隸総督は雍正から乾隆初期の期間に安定化した。四川、陝西、甘肅総督体制は、最後に乾隆二〇年代中期になってはじめて安定化したのであった。

また、明代以来、欽差官としての性質を帯びていた督撫は、乾隆一三年（一七四八）を転換点として、行政官としての性質を強め、定制度化していったのであった。⁽⁵⁾

清代督撫制度を明代と比較して検討する場合、その対象とするべきは、布政使司ではなく、三司体制である。それは、清代の省制度である督撫制度に対応する明代の省制度が、三司体制そのものだからである。三司体制は、明代省級行政制度の最大の特徴であるばかりでなく、同時に、その最大の欠点でもあった。行政長官を設置しなかったことが導いた統制力の欠乏故に、この点を補う巡撫、総督の出現を招来した。

ところで、総督と巡撫の職権がどのように違うのかについては、明確な説明がなされたことがない。幾多の説明が試みられてきたが、皮肉なことに、むしろ、両者の職権の類似性を浮き彫りにする結果になってきた。ここで重要なことは、発想の出発点を変えてみるのではないのか。すなわち、「督撫の職権はむしろ類似して当然な

のではないだろうか。督撫職権の類似性を考えるとき、思い到るのは、権力分割の意図である。明代三司体制は、省級行政長官の権力を機能にもとづいて分割したものであり、つまりは、省級行政長官を廃止して、権力分割を実現したことに等しい。これに対して、清朝は総督巡撫間の相互牽制(節制)を通じて、すなわち、同じ一級に二つの省級行政官を設置することを通じて、さらに高いレベルにおいて、権力分割を実現しようと思図したのであった。その根拠となるのは、督撫両者の職能の類似性に加え、総督、巡撫の任地の区画が一致していないことである。もし、管轄地が重なっているなら、結果は牽制ではなく、むしろ衝突か癒着であろう。牽制を実施するためには、管轄地が重複してはいないほうがより適切なのであった。巡撫がほとんどすべての省に設置されたのに対し、総督は二一八年(一六六一)に一省一総督となつて成立した全国一五総督体制が、四年たつと廃棄されてしまったひとつの原因もここにある。なぜなら、督撫の相互牽制の角度から見ると、一五総督体制が生み出した一省一総督一巡撫情況は、理想的ではないばかりか、職権の対立を招くだけのものだったからである。

総督体制の完成過程は、さらに、一定の時期を通過しなければならなかった。この時期は、総督と巡撫が牽制しあうのに理想的な地域区画を追求する過程であつたと理解することができる。当然のことながら、総督が数省を管理することには、一定程度の合理性があり、総督を設置する目的を完全に巡撫に対する牽制に帰一させることはできない。しかし、もし万が一、総督を設置する目的が合理的に地方を管理することだけにあるとすれば、省級には布政使があるのであるから、いつそのこと、巡撫を全て廃止して、全省に「総督—布政使」式の一元的管理体制を築くほうがいっそう合理的である。行政管理効率の向上という観点から考えると、総督と巡撫の交錯した配置には、

まったく合理性をみいだすことはできないといわなければならない。

康熙六年（一六六七）には、明代以来の左右両布政使が廃棄され、一省一布政使が定制となった。このことは、さらに高いレベルで総督―巡撫間の相互牽制を図り、権力分割を実現させた結果、二つの布政使を内に含んだ複雑な相互牽制関係を整理することが可能となり、行政効率が増されたことを意味している。布政使の一元化は、督撫の並立の目的が権力分割にあることのもうひとつの証明であるといえる。

山東、山西、河南には、ただ巡撫のみがあり、総督は設置されていない。その理由は、これらの地域が直隸の周囲にあり、中央権力が比較的容易に監督を實行できることにある。⁽⁷⁾直隸、四川、甘肅で、総督が巡撫を兼任して一元的に管理している理由は、これらの地域が、要地であるためにとられた特殊措施なのである。例えば、直隸では、雍正二年（一七二四）一〇月に、直隸総督が設置され、同時に、直隸巡撫が廃棄され、直隸布政使が設置され、定制となった。

総督が一元的に管理することで、行政の効率性が得られるとする考え方は「但善後事宜、正須料理、必事權帰一、始可專其責成。張広泗著授為貴州総督、兼管巡撫事務」⁽⁸⁾に見える。

また、「天下巡撫、尚滿漢參半、総督則漢人無一焉」⁽⁹⁾という記載は、必ずしも当時の状況を正確に説明してはいないけれども、少なくとも、総督と巡撫の滿漢比率に差異があり、滿人が総督に任命される比率が非常に高かったことを表している。この現象は、総督と巡撫の間の牽制関係を前提にしてみても、はじめて理解できるのである。

明代三司体制は、権力分割問題に対しては、非常に理想的な体制であった。しかし、省級行政長官のない体制は、統制力の欠乏という欠点を不可避的に露呈せざるを得なかった。清代督撫制度は、民政、司法、軍事の三権を統括

する事実上の行政長官の設置を意味しており、一面で、統制力の保持を保證する一方、別の面において、督撫の相互牽制による権力分割系統を内に含んで、さらに高いレベルで、統制力の確保と権力分割の間の矛盾という課題を解決したものであった。このことは、省級地方行政制度のいつその完成を意味していた。そしてさらに、総督と巡撫の間の相互牽制体制は、布政使、按察使を内に含んで、いつそう精緻に形成されていたのであった。

(三) 清代省級行政区の完成

『清実録』の康熙六年(一六六七)七月甲寅条には、「応將河南等十一省、俱留布政使各一員、停其左右布政使司之名。至江南、陝西、湖広三省、俱有布政使各二員、駐劄各処分理、亦応停其左右布政使之名、照駐劄地名称布政使」とある。この記載の後段は、一般に江南、陝西、湖広三省が「分省」された根拠とみなされている。

けれども、康熙六年(一六六七)七月以降も、公的には継続して「江南省」という名称が使用され続けていた。当時の事実は、「分省」ではなく、ただ、二つの布政使が江南省を「分治」していたということである。⁽¹¹⁾乾隆元年(一七三六)にいたっても、中央権力は、江蘇、安徽を省域とは考えておらず、やはり、全江南が省域とみなされていた。⁽¹²⁾實際上、江蘇省と安徽省の成立した時間は、もっと遅いのである。ここではとりあえず、乾隆二三年の乾隆『大清会典』になつてやっと江蘇省と安徽省が分記されていることだけを指摘しておく。

康熙三年(一六六四)という年は、湖広巡撫と偏沅巡撫が湖広省を分治した年である。左布政使の管轄範囲と湖広巡撫の管轄範囲は互いに重複している。右布政使の管轄範囲と偏沅巡撫の管轄範囲も互いに重複している。しか

し、鍵になるのは、康熙三年の『湖広通志』が湖北、湖南布政使の名称を用いているのにもかかわらず、省名は依然として「湖広省」であることである。⁽¹³⁾その後、雍正二年（一七三三）の雍正『湖広通志』も、省名はやはり「湖広」を用いている。⁽¹⁴⁾結局、乾隆『大清会典』より早いこと一年、乾隆二年（一七五七）になってはじめて、『湖南通志』が出現するのである。⁽¹⁵⁾このことから見て、康熙三年（一六六四）の歴史事実は、「分省」ではなく、ただふたつの巡撫と布政使の「分治」だったと結論づけることができる。

乾隆元年（一七三六）の『甘肅通志』の編修は、重要な指標であり、当該書の『凡例』には、ちょうど、次のような記載がある。「今分爲二省、各修通志、自応詳爲編輯」。⁽¹⁶⁾これより一年早い雍正三年（一七三五）被刻の雍正『陝西通志』もまた、「甘省」という単語を用いている。⁽¹⁷⁾

上述のように、三省の「分省」過程は、それぞれ特徴を持っている。江南では、その後に江蘇省域と安徽省域になる左右布政使の管轄領域の変更が、康熙六年（一六六七）行われた。湖広では、康熙三年（一六六四）に、湖広省分割の前提となる湖広、偏沅、二つの巡撫と左右布政使司が設置された。陝西では、康熙五年（一六六六）の右布政使の移動と、その甘肅布政使への改名が転換点であった。その後の省境は、みな、康熙三年（一六六四）から、六年（一六六七）の間に固定化したのであった。けれども、当時の事実は、ただ単に、二つの布政使司（あるいは巡撫）による「分治」であった。甘肅、江蘇、安徽布政使司という名称は、康熙六年（一六六七）あるいは、それ以前に使用されはじめていたけれども、しかし、布政使の名称を地名に代えたからといって、それが必ずしも、すぐにそのまま省の成立を意味したわけではない。

「一八省体制」が最終的に「定制」となるのは、乾隆年間のことである。これに先立つ時代においては、正式の制度は、やはり、「直隸及び一四省」或いは、「一五省体制」であったといわなければならない。康熙二五年（一六八六）に編纂された康熙『大清会典』には、「一四省布政使司」という表現がある。⁽¹⁸⁾ ここにおいては、はつきりと「一四省布政使司」といわれている。或いは、直接に中央の統制を受ける直隸を含めて、一五省体制といつてもいい。さらに、雍正二年（一七二四）には、直隸布政使司が成立している。ここに名目上も、一五省体制は完成した。それでは、その定制化はいつだったのであろうか。

順治一五年（一六五八）から一六年（一六五九）の期間、直隸以外に一四布政司が設置された。一五省体制の定制はここに求めて構わない。省域を確定する際に、清初においては、なんといつても布政使が重要な規準であったからである。⁽¹⁹⁾ この点は記憶するに値する。一五省体制から、一八省体制への変化は、いつ生じたのだろうか。乾隆二三年（一七五八）の乾隆『大清会典』には以下のような記載がある。「外列十有八省」⁽²⁰⁾。したがって、乾隆二三年以前には、一八省体制が「定制」となっていたことは確かである。

雍正『湖広通志』は、形式の上では湖北、湖南を省とみなしてはいないが、しかし、当該書には、「湖北、湖南二省」等の記述も頻繁にあらわれる。さらに重要なことには、「山西、陝西、甘肅、江蘇、安徽、浙江、江西、湖北、湖南、福建、広東各省」という記述がある。⁽²¹⁾ ここから考えると、正式の制度がどうであつても、おそらくは、かなりの確率で、雍正末期には、陝西省、甘肅省、江蘇省、安徽省、湖北省、湖南省等の觀念がすでに形成されていた。言い替えれば、全国一八省という觀念がすでに流通していたと考えることができる。

一八省体制の「起源」はどこにあるのだろうか。このように問いかけるとするば、当然のことながら、江南、湖

広、陝西三省が布政使によって分治されていた康熙初期とみなすのが、自然であろう。もし、さらに正確にいうならば、直隸以外の全国に一七布政使司体制が成立した康熙六年（一六六七）が指標であるといえ、これを起源とみることが出来る（その他、康熙四年（一六六七）に一省一巡撫となり、全国に一八巡撫制が成立したことも、一八省体制の起源とみなすことは可能だろう）。

けれども、「定制化」と「起源」とは別のことである。康熙『大清会典』自体は、陝西、甘肅、江蘇、安徽、湖北、湖南を省とはみなしていない。「省」はあくまで、「湖広」であり、「江南」であり、「陝西」と記載されたのである。そしてこれらの省域が布政司によって分割統治されているというのが、当時の人々の認識した定制であった。

三 府、直隸州と州県

(一) 明代の直隸州

明代の直隸州研究の最大の困難は、『明実録』でさえ十分な根拠を提供しえないことである。関連する記述が数量上も不十分であるばかりか、その記載そのものにも系統性と規律性が欠けている。

『大明官制』⁽²²⁾と『皇輿考』⁽²³⁾とはともに、「直隸州」という単語をはっきりと用いているが、この二著作の完成された時代から考えると、「直隸州」というこの概念はおそらく、明末嘉靖年間になってはじめて明確になってきたも

のであると考えられる。清代直隸州に関する記載の規律性と統一性に較べると、明代直隸州の表現法は、臨時的な記述といった性質を抜け出しておらず、清代にみられるような統一性に欠けているのである。

明代直隸州の変遷を研究するためには、完成年代が異なっているものの、記述の体裁の上では形式的同一性を持つている正徳『大明会典』と万曆『大明会典』の間の比較が、最も理想的な資料上の選択にならう。これら二種の『大明会典』を典拠とすれば、正徳六年(一五一二)から万曆一〇年(一五八七)の間に存在し続けた直隸州は、全部で三七直隸州である。正徳年間には四〇の直隸州があり、その後、三直隸州が減少し、八直隸州が増加した。その結果、万曆年間には四五直隸州が存在した。⁽²⁴⁾

注意を要するのは、やはり西南地域の、広西、雲南、貴州、これら三省にあった二四の直隸州である。なぜなら、いったん清代に入ると、これらの直隸州は、あるものは府に下屬することになり、またあるものは、その後どうなったかさえ全く知れないという不安定な存在だからである。二四の直隸州のうち、一五の直隸州が府の屬州になり、一つがその他の行政区に併合されてしまい、また六の直隸州がその存在が知れなくなり、わずかに二直隸州のみが軍民府に格上げとなった。清朝になってもずっと直隸州として存続したその他の二直隸州と較べてみると、広西、雲南、貴州のこれらの直隸州は、名前は同じでも性質は同じではない。これら、広西、雲南、貴州の二四直隸州は、やはり、特殊な存在であるといわなければならない。なぜなら、これらの直隸州については、さまざまな資料の間の記載に矛盾が多く、いったん清朝になると、大部分が府の屬州に格下げとなっているからである。もし、これらの直隸州が直隸州たるに充分な条件を満たしていたとすれば、このような格下げはまったくありえないことであつた。そして、これらの大部分は、土官管理下のいわゆる土州であつた。その他の直隸州と較べてみると、その管理

地域面積は非常に狭く、大部分は県を管轄せず、或いは、県を管轄するにしても一つだけであった。貴州永寧州、鎮寧州、安順州にはそれぞれ二つの領県があった。しかし、それも正確に言えば、領県ではなく、すべて「長官司」を領していたのであった。

したがって、明末の四五直隸州のなかで、清代直隸州の規準からみて直隸州といえるのは、わずかに二一直隸州だけであった。

総括すると、明代直隸州には、清代にみられるような統一性と規格性がなかったし、不可避的に偶然性と臨時性を持たざるをえなかった。この点は、西南三省の土直隸州においていっそう顕著である。けれども、慎重に検討してみると、明代にも清代と同様な現象の萌芽を見いだすことができる。

(1) 清代雍正朝の後、多くの直隸州が設置されたが、当時、直隸州候補の大部分は散州であった。明代においても、直隸州と散州の関係は相当に密接であった（しかし、それは甚だしい場合には、両者の判別が不可能なほどであった）。

(2) 清代に新設された府のうち、大部分はもとの直隸州から格上げされたものであった。例えば、潞州が潞安府になり、安陸州が承天府になり、汾州は汾州府になり、安順州は安順軍民府となり、泗城州が泗城軍民府になるなどの例があげられる。明代において、直隸州はすでに新設府の候補だったのであった。

(3) 清代雍正年間の後、散州が直隸州になり、直隸州が府になる際に、幾つかの県が別の地方から引き抜かれて、新直隸州或いは府に所属するということがあった。明代にも、潞安府、承天府等について似通った現象が見られた（もつとも、散州が直隸州に格上げとなる際には、それは見られず、このことは、おそらく明代直隸州の

臨時性を表している)。

臨時性を抜け出なかつたとはいへ、明代直隸州は清代直隸州との間に、一定程度の連続性を持っていたのであった。

(二) 雍正時代の直隸州政策

明代直隸州の数量は全部で四五であつた。清代直隸州の規準からみれば、しかし、明代にはただ、二一の直隸州しかなかつた。清朝の順治、康熙兩代を通じて、この二一直隸州体制にはずっと変化がなかつた。したがつて、康熙朝の二一直隸州体制は、基本的には明代直隸州制度を踏襲したものであつたと考えてよい。

けれども、雍正年間にいたると、直隸州の数量の上で非常に大きな変化が発生した。この変化は、直隸州に行政機構として、新しい意義を与えることとなつた。直隸州の数は、雍正年間をへて、ほぼ三倍に増加したのであつた。この増加率は、府や県のそれを遙かに越えている。⁽²⁵⁾ たかだか一三年間の雍正年間に、総計七〇の直隸州が格上げされて設置されるか或いは新設された。既設の直隸州は、数量上も雍正十一年(一七三三)に頂点に達し、その数は八二直隸州となつたのであつた。

ここでスキナーにならつて、地方管理の機能を、大まかに二つに、すなわち、財政(徴税)機能と軍事(治安維持)機能とに分ける。地方の中心部では、前者の機能が優先的であり、他方、周辺部では後者が優先性をもつた。

清朝の地方行政系統のなかで、省—府—県という三級がもっとも典型的なものであつた。この点は、数量的な角度

からも立証できる。したがって、府と県が主に財政管理を目的としていたと認識することが可能である。他方、直隸州には領県がなく、その管理面積は非常に狭く、しかも、大多数が辺境にあつた。また、散州は管轄面積の非常に狭い辺境の府に所屬し、しかも、散州自身も辺境に設置された。この点は疑いがない。したがって、直隸州と散州が主に軍事事務に責任を負つたと考えることは適切である。国家機能は財政と軍事に限られはしないという外在的批判の立場に立つのではない限り、スキナーの展開したロジックには一貫性があり、充分に啓発的である。⁽²⁶⁾

もっとも、筆者は、直隸州については、その主要な機能は財政事務と関連していたと考える。この点を証明するためには、散州、直隸州と府の間の関係に視線を注ぐ必要がある。

散州と直隸州の関係については、多くを論じる必要はない。雍正年間に新設された七〇の直隸州のうち、六五州が散州から格上げされたものである。

直隸州と府の関係については、大部分の直隸州が必ず府になつたわけではないが、しかし、往々にして、大部分の新府は直隸州が格上げされたものであつた。雍正から嘉慶初期におおよそ三二府が新設されたが、そのうち、一二例が「散州↓直隸州↓府」という経緯をへたのであつた。この一二を含んだ二三の例が、直隸州段階をへた後にはじめて府に格上げされており、つまるところ、新設された府の三分の二が直隸州と関連していたのである。翻つて考えれば、同じ時期に、おおよそ、一二の府が格下げになり、そのうち、半数を占める六例が直隸州に格下げとなつた。減少した府数の半数も直隸州と関係しているわけである。その他に、乾隆年間に全部で、一五の直隸州が増加したが、そのうち、七直隸州は散州から格上げされたものであり、しかも、六の直隸州は、上述の府から格下げされてきたものである。散州、直隸州と府の関係は、見たところ非常に密接である。⁽²⁷⁾

散州を直隸州に格上げする際の理由はさまざまである。⁽²⁸⁾けれども、「地方遼闊」という理由には、一定の共通性がある。さらに、手続きの形式上も共通性がある。まず、「戸部議覆」或いは、「戸部等衙門議覆」とあり、その後に、当地の「総督」或いは「巡撫」の疏言という形式がとられる。その後、具体的な管理地の配分とその理由などが説明され、最後に、「照知府之例処分」と締めくくられる。雍正二年(一七二四)以後になると、記載の形式上は簡略化されてくるが、これは、重複の面倒を避けたものであろう。

「戸部議覆」と「照知府之例」という、この二点は注目するに値する。戸部は当時の財政部門であり、戸部の指導下で散州が直隸州に格上げとなる過程が実施されたということは、この問題について、財政上の考慮が優先されているということを意味している。また、「照知府之例」という記載は、直隸州と府との機能の類似性を示している。この点は、直隸州の主要な機能が財政方面にあったことの傍証である。

他方、直隸州が府になるのは、同じレヴェル(二級行政区)間の変化であり、たいていは、行政区画の更新を伴わない。格上げの理由は、「以資彈圧」等であり、府への格上げは統治に必要な権威を強化することにあつた。⁽²⁹⁾したがって、焦点は、当該行政官の地位であり、吏部との関係が密接であり、戸部は直接には関係がないことになる。

直隸州は、財政収入源として最も理想的であつた府—県系統を新設するための試験段階として設置されたものであつた。王朝建設が相対的な安定局面にあつた雍正期には、国庫収入の安定性はその政策上の重要性を増加させつつあつた。七〇の直隸州は、将来的に府に格上げする試験段階として設置されたものであろう。そのうち三三直隸州はずっと試験段階におかれ、成果の上がった一四直隸州は徴税に最も理想的な府に格上げされ、展望のない一九直隸州は早々と見切りをつけられ、もとの散州に格下げされたのであつた。筆者はこのように解釈する。七〇の試

験モデルに対して、一四の成功例、つまり、二〇%の成功率は、決して低いとは言えない。さらに、この一四の例の他に、康熙時代以来の直隸州のうち、七直隸州が府に格上げとなっている。このように、雍正年間にいたって、直隸州はさらに新しい意義を持つにいたったのであった。

雍正帝のこの直隸州政策は、まさしく、雍正二年（一七二四）三月、山西で開始された。

「三月、山西巡撫諾岷疏言…太原、平陽二府所轄州縣、居通省三分之二、地方遼闊、經年不能周其地、是以從前亏空、知州毫無覺查。今細查輿圖、莫若照直隸州之制分轄…經分理、則太原、平陽所隸州縣各止十一、地近則易周、糧少則易核、不惟亏空之弊可杜、既刑名詞訟亦簡而易理」³⁰。

この政策を提案した諾岷は、「莫若照直隸州之制」といつている。けれども、雍正帝以後の直隸州はその前と較べて、さらにいまひとつの新しい意義を持っていた。すなわち、清代直隸州を規準として考えれば、明代にはただ、二一の直隸州しかなく、直隸州数は府数の八分の一程度を占めていたに過ぎない。清代康熙年間になって、直隸州には、はじめて、相当な安定した規律性が生じた。もともと、その総数は二一直隸州であり、やはり府数の八分の一前後を占めていたに過ぎない。けれども、いったん雍正年間を過ぎると、その比率は三分の一前後となり、清代地方行政制度の不可欠の構成部分へと成長していったのであった。

(三) 明清間の府県構成の変化

明代万暦年間から清代乾隆年間への変化を、万暦『大明会典』、康熙『大清会典』、乾隆『大清会典』の三つの資

料の記載にもとづいて通覧してみると、浙江、江西、江蘇(明代には南直隸の一部分)、福建、広東のこの五省では、府県数の変化は相当に安定している。この地域の権力配分は相当に安定していたと考えられる。四川、広西、雲南と貴州には、減少傾向にあるとはいえ、ずっと少なからぬ土司が存在し、四川の土司数はかえって増加さえしている。

つぎに、康熙年間を中間として、その前後それぞれの期間の変化をみてみる。

万暦年間から康熙年間の変化は大きくない。

主要な変化が生じたのは康熙年間から乾隆年間の間であった。まず、了解しなければならぬ前提は、府には大小の違いがあることである。ある府は領県が三〇以上であり、西南地区には領県のない土府も存在するといった具合で、違いは非常に大きい。康熙『大清会典』の記載によれば、全国には一六三府があったが、領している県級行政機構数が二〇以上の大府は、全部で一三あった。

康熙年間から乾隆年間の期間、全国的に大府が減少するという現象があった。直隸順天府、貴州貴陽府そして広西太平府の三つの特殊地区を除くと、管理県数が過度に多い大府はみな平均化した。その他の府については、所管県級数が三四から二〇に減少した河南開封府を最高として、所管県級数が二〇以上の府は完全になくなってしまった。さらに、所管県級数が一〇以上の府も、所管県数の減少を示した。領県一〇以上の比較的大きな府は、全部で四八府のうち、三六府が所管県級行政機構を減少させ、しかも、この三六府のなかで三一府の領県数の減少は、雍正帝の直隸州政策と関係していた。

直隸(北直隸)、山東、河南、陝西(そして四川)。これら北方の四省は、明末清初時期にはずっと、一〇〇以上

の領県をもった大省であった。山西省がこれに続き、変わらず九〇以上の領県を保持しており、省規模は相当に大きかった。

これらの所管県級機構が多い直隸、山東、山西、河南、陝西の北方五省のもうひとつの特徴は、康熙『大清会典』の記載にしたがえば、各省の府級所管県数の全国平均が八・〇であるのに対して、上述の各省平均の府級管理県級数は、直隸一三・〇、山東一七・三、山西一一・八、河南一一・八、陝西一二・九と、全てが全国平均数以上の管理数を持っていることにある。

これに対して、乾隆『大清会典』の記載を根拠とすると、当該の平均値は低下している。すなわち、直隸八・六、山東一〇・七、山西五・〇、河南八・一、陝西九・五である。そして、この低下が全国平均値に影響して、全国平均値は六・六に下がっている⁽³¹⁾。このことが意味するのは、府級の管理負担の減少である。これもまた、雍正直隸州政策の結果であった。

総括すると、雍正直隸州政策の要点は、二つあった。第一は、雍正直隸州政策は相当全面的に全国で展開され、しかも、大府の解体過程をともなつて、全国平均の府級管理県級数を、八・〇から六・六に低下させたのであった。このことは、府級の管理負担の減少を意味している。この政策は、基本的には全国的な性質をそなえていた。第二に、同時に、大府が北方に多かつたために、北方の直隸、山東、山西、河南、陝西これら五省について、この政策の影響が特に顕著であった。

雍正直隸州政策に対する詳細な分析をへて、その直接の目的をみると、この政策は府の県に対する管理負担の減少を追求したものであったし、そのために、府を代替する機構が大量に設置されたのだった。すなわち、「直隸州」

がそれである。本稿の研究から、当該政策は一定程度において、その目的を達成したと考えることができる。けれども、別の角度からみると、この政策の影響は北方地区の天府において顕著であり、結果的に、明代以来の、天府が多く北方に遍在しているという府の分布状況を打破したのであった。これは、おそらく、雍正直隸州政策の意図せざる結果であつたし、また、明末清初地方行政制度「改革」のもうひとつの歴史的意義だつたと考えることができよう。

四 上中下制から、繁簡制、そして衝繁疲難制への変遷

中国の歴史上、上、中、下の文字を用いて、各地区の特徴を表示する方法は、少なくとも唐朝以来ずっと存在してきた。

ただし、明代以前においては、上中下は、戸口数を規準にしており、地方官の官品もこれに応じて上下したのであつた。

明代になると、上中下を分ける規準が、もはや戸口数ではなく、石数になつてゐる。長期的な観点からみると、この変化は、人頭税から土地税へという歴史的な趨勢を反映したものである。その次に、無視してならないことは、地方官の官品は、その行政単位の上中下の等級に左右されなくなり、固定されるようになったことである。例えば、知府なら正四品、知県なら正七品という具合にである。このことは、上中下の区分が、すでに、官員の考課の規準

としての意義を消失したことを意味し、ただ、税糧を表示するものになったことを意味している。それでは、官員考課の規準、すなわち、適材を適所に配置するための規準はどうなったのだろうか。ここに、明朝の独創になる「繁簡制」が出現した。

この制度は、税糧を主体としながら、同時に、交通の便や、同地の政治的重要性等を考慮に入れた新しい官員考課の規準であった。この繁簡制度の成立は、当地の具体的な状況と人材の必要を明確に示しようという点で、前代のただ戸数の多寡によって上中下を定めたものと較べて、当時としては割時代的な意義を持つていた。その後、明代前期、中期を経て、繁簡制は、官員考課と適材適所の規準として地歩を固めていった。これに対して、上中下制は「はいつそう、税糧だけを表示するものになっていったのであった。」⁽³²⁾

嘉靖、隆慶年間には、行政制度改革の必要性の高まりにもなつて、官員考課制度である繁簡制の運用と改革をめぐつて、一連の議論が展開された。⁽³³⁾「隆慶新定地理繁簡考」は、繁簡制を改良しようという嘉靖末年以来の趨勢のひとつの頂点であったが、この新しい上中下三等案が実際に実行されたかどうかは疑わしい。それというのも、「新地理繁簡考」に言及している当の『大明官制』自体が、全国各地の記載について、「上、中、下」の方法を用いず、「衝、僻、疲、頑、淳」等の一〇数種類の概括的な文字を用いて各地の情况进行を表示する方法を採用しているからである。

明朝一代についてみると、行政難易度を表示する方法には、これ以上の発展はなかつた。行政管理難易度の表現方式のさらによつたその発展には、清朝雍正年間をまたねばならなかつたのであった。康熙三十一年（一六九二）以前に書かれた名著『讀史方輿紀要』にさえ、新しい方式は採用されていないので、明末から雍正年間の空白を埋め

るような新資料の出現を考えることには、おそらくほとんど現実性はないだろう。

「衝繁疲難」制度の起源は、雍正六年(一七二八)三月一九日の広西布政使郭銜の次のような建議である。

「一地当孔道者為衝、一政務紛紜者為繁、一賦多逋者為疲、一民刁俗悍命盜案多者為難」⁽³⁴⁾。

雍正七年(一七二九)には、呂耀会が違う方法を提案しているが、これは要するに、要中簡の三分案であり、実際には、明末の試みと大差ない。これに対して、郭銜の考案した衝繁疲難制は、そうではなく、四つの文字の組み合わせによって、一六種類の表現を可能にし、同時に各地の特徴を表現することを可能としている。振り返ってみれば、上中下制にしても、要中簡案にしても、その共通した欠点は、それらの表示法では、難易度の等級を表現することはできても、その等級を決定した条件を同時には示せないことであつた。

衝繁疲難制度は、最終的に、雍正九年(一七三二)一二月に確定されることになつた。⁽³⁵⁾

永い歴史を持つ上中下制は、明初の繁簡制をへ、さらに、明末の改良を通じてその合理性を高め、最終的に清朝の衝繁疲難制に結実した。ここにおいて、当該制度は、割時代的な高度の合理性を獲得するにいたつたのであつた。

五 土司制度と改土帰流

元代に西南地区には大量の土司が設置された。元代土司の特徴は、それが必ずしも土官によって担当されたわけではないこと、また、官職の品級がおしなべて明代よりも高いことにある。いずれにせよ、明清にいたる土司制度

は、元朝において創始されたのであった。

土司制度は、その当初より、行政の画一性を志向する中央権力にとっては妥協の産物であった。したがって、改土帰流政策は土司制度の成立と同時に始まったということさえ可能である。

そこで、この問題は常に、中央の管理能力の強弱と関係することになる。すなわち、中央の管理能力が強力であれば、中央は鎮圧能力を背景として、土司の管理強化に乗り出す必然性を備えていた。いったん、きつかけがあれば、土司に強力な管理を行い、それを廃棄することに対して、中央は躊躇することがなかった。もともと、現実には、明代中期以降、中央権力は、地方に対する統制能力を著しく低下させており、したがって、改土帰流が行われることがあっても、その範囲は狭く規模も大きくはなかった。甚だしい場合には、「撒流復土」という、逆転現象さえ生じたのが、歴史の現実であった。改土帰流といえは、清代雍正年間のものか思い出されるのは、それが、範囲においても、規模の点でも、それほど圧倒的なものだったからにほかならないからであるが、改土帰流が決して雍正年間にだけ行われたのではないことは記憶されるべきであろう。⁽³⁶⁾

明代から、土司は、大きく「文職」と「武職」とに分けられた。

明代の土司に対する中央管理は、主に、以下の三つの点を基本とした。すなわち、

(1) 印信、誥勅の発行。これらは、土司権力が中央によって承認されていることの象徴であり、中央にとっては、重要な統制手段であった。

(2) 土司の世襲に対する周到な規定の作成を通じた管理。土司にとっては、世襲を通じた権力の継承、保持が最

大の関心であり、統制手段としてやはり有効に作用した。

(3) 当初は、「以土為主」政策をとり、現地の事情に精通し、また、地域民に対して威信を有する土官の発言力を重視したが、やがて、「両令并存」政策もとられ、土官に対して流官を併設し、土官の権力を牽制したりした。また、明代にも改土帰流政策はとられたが、その種類は、大きく分類して以下のようであった。

- (1) 武力鎮圧による改流
- (2) 規定違反を理由とした改流。そのなかでも、世襲の際の継承資格の不備を問題とすることが重要であった。
- (3) 土官の方からの申請を許可するかたちでの改流。この場合、改流は極めて平和裡に行われた。しかし、いずれにせよ、中期以降の明朝では、中央権力の衰退傾向が覆い難いものとなり、改土帰流が大規模に行われることはなかったのであった。

清代になると、中央権力の充実にともなって、中央による土司の管理は、明代に較べて著しく強化された。

- (1) 印信、号紙などによる統制もいっそう厳格となり、遺失時の罰則等も強化された。
- (2) 世襲に対する管理も強化され、世襲の資格につき、犯罪歴の有無、年齢、宗派、継承申請期限等について、細かく規定されるようになった。
- (3) 「以流為主」政策がとられ、土官よりも、中央から派遣された流官の発言力が強化されていった。これらに加え清朝はさらに、新たな管理手法を開発していった。
- (4) 分襲。つまり、前代の管轄地を複数の世襲者につがせることで、世襲地を細分化させ、個々の土司の政治力

を削減した。

- (5) 管轄範囲縮小。また、世襲の際に、公然と、世襲される管轄地を削減した。
 - (6) 嚴禁離境。土官が、当地を離れて外地に出かけることを、嚴しく制限した。
 - (7) 幕僚検査。土司に有能な顧問が雇われるのを制限するために、幕僚の採用等について、細かな規定を設けた。
- 他方、改土帰流の種類は、明代とあまり変化はなく、(1)武力鎮圧による改流、(2)規定違反を理由とした改流、(3)土官の方からの申請を許可するかたちでの改流、の三種類であるが、管理は明代に増して嚴格となり、規定に違反する例は、当然のことながら増加した。

また、清代には、土官が統治権を奪われたあとも、名義上、原官の官位を残すということが行われた。

改土帰流は、再言するまでもなく、雍正年間にそのピークに達する。その背景となったのは、もとより、雍正朝における中央権力の統治能力の充実である。土司は、他面において、明代の軍制であった「衛所」制度とも重なっており、次にこの点を検討することとする。

六 衛所の普通行政区化

(一) 軍制としての明代衛所制度

明代兵制の最高機関は兵部と五軍都督府であり、その構成要素が、衛と所である。衛所には、内地部隊である内衛と外地の外衛があり、外衛は、各地の都指揮使司(都司)を通じて、五軍都督府に服属した。都指揮使司は、洪武三年(一三七〇)に設置された当時には、都衛指揮使司(都衛)と呼ばれ、まだ、都指揮使司とは呼ばれていない。洪武八年(一三七五)になって、都指揮使司と呼称されるようになったが、この時点では、まだ、全国一律に設置されていたわけではない。

衛所には、実は、既存の行政区のなかに純粋な軍事組織として駐屯する「虚土衛所」と、実際の管轄地を持つ「実土衛所」とがあった。したがって、「実土衛所」では、事実上の軍政が行われており、その管轄地は行政区としての意味を持っていた。従来、明清地方行政制度研究の欠点のひとつは、この実土衛所を考察から除外してきたことである。

明代の軍制としての衛所制度の衰退は、正統年間に始まり、中期以降には表面化するにいたる。この後、南倭北虜の危険の増大にともない、衰退はいっそう加速していった。衰退の主要な原因は、軍屯の崩壊、衛兵の私占、世襲制のもたらした綱紀の弛緩などである。⁽³⁷⁾ 衛所制度は、明代中期以後、その基本的な機能を喪失していった。

(二) 清代衛所の存続と減少

入関以後の清朝は、官名だけを変更して、衛所制度自体は残す方針を示した。しかしながら、この方針は、臨時の措置に過ぎなかった。順治、康熙年間には、実際、衛所の大部分が早々と廃棄されていった。⁽³⁸⁾

雍正年間になると、廃棄の方針はいつそう明確となった。康熙年間においても、衛所を廃棄して、全国一律の普通行政区を打ち立てようとする政策的萌芽はあったが、雍正年間の衛所規格化方針は、いつそう明確な政策性をもっていた。その起点となったのは、雍正二年（一七二四）八月の諾岷の建議である。⁽³⁹⁾

この建議は、衛所の廃棄と都司の整頓を提案しており、行政機構の一律規格化政策は、さらなる全国性と一貫性を持ったといえる。すなわち、明代以来の「都司—実土衛所系統」に依拠した管理地区、つまり、一種の軍政地区ともいえた例外地域を全面的に廃棄して、全国一律の行政系統を創出しようという政策が志向されたのであった。この結果、雍正年間をつうじて、明代以来の都司と衛所は、全面的に解体されていったのであった。

(三) 明末清初の実土衛所の規格化

一般に、明代の内地の都司は、純粹な軍事機構と認識されている。けれども、実際には、万全、陝西、四川、湖広、雲南、貴州等の都司はみな一定の「実土衛所」を管轄していた。このことは、これらの内地衛所が一定程度の行政的役割をもっていたことを意味する。特に、陝西都司が管轄する衛所の三分の一は、実土衛所であり、貴州都

司の管轄する衛所の半分が実土衛所であることをみると、この比率は相当に大きいといえ、これらの都司が純粹な軍事機構であったという通説は成り立たなくなるとなる。これらの都司は、確かに、内地のうちでも辺境にあったことは確かであるが、とはいえ、内地の都司が純粹な軍事機構ではなかったということは強調しておかなければならない。

他方、行都司についてみると、山西行都司の所管する衛所のうち、実土衛所の比率は八八・二％であり、陝西行都司と四川行都司の所管する衛所はすべて、実土衛所である。したがって、少なくとも、この三行都司については、否定のしようのない統計的数値のうえで、それらが行政的役割を持っていたという通説が証明されたといえる（これに対して、湖広行都司と福建行都司については、目下のところ、その具体的な存在形態すら定かではない）。

『明史・地理志』によると、万全都司、山西行都司、陝西行都司、陝西都司、四川都司、四川行都司、雲南都司、湖広都司及び貴州都司という、全六都司と三行都司が所管する実土衛所は、明末の時期において、六五実土衛と二九実土所であった。⁽⁴⁰⁾

そして、これらの都司、行都司と実土衛所は、清朝に入るとすぐに廃棄されたのではなく、清初の一定の期間継続し続けたのであった。もとより、存続の期間には差異がある。

万全都司の管轄区域の衛所の規格化は、康熙三十二年（一九六三）に完成し、雲南都司の管轄区域の規格化は、康熙二六年（一六八七）に完成、貴州都司管轄区域の規格化は康熙二六年（一六八七）に完成している。これら三都司の管轄区の規格化は比較的早いといえることができる。康熙年間には、これらの地域の全ての衛所が規格化され、或いは州県となり、或いは廃棄されている（万全都司自体も康熙七年（一六六八）に廃棄され、雲南と貴州都司は

康熙二十六年（一六八七）に廃棄されている。

陝西行都司の管轄区域の規格化は、雍正二年（一七二四）に完成、陝西都司の規格化も雍正二年（一七二四）にほぼ完成、山西行都司管轄区域の規格化は、雍正三年（一七二五）に完成している（陝西都司と陝西行都司は、雍正二年（一七二四）に廃棄され、山西行都司はもっと早く、順治十五年（一六五八）には廃棄されている。ただし、山西行都司の跡を継いだ山西都司は、雍正三年（一七二五）になってやっと廃棄されている。しかし、明代の典型的な制度である都司や行都司が、清朝成立後八〇年も存続し続けていたことは驚愕に値する）。

湖広都司の管轄区域は、雍正六年（一七二八）に規格化を完成させた。四川行都司の管轄区域も雍正六年（一七二八）に基本的な規格化を完了した。四川都司管轄区域の規格化は雍正九年（一七三二）に完成している（湖広都司は、雍正三年（一七二五）に廃棄されたが、四川都司と四川行都司の情況ははっきりしない）。湖広、四川の規格化は、山西、陝西に較べていくらか遅い。この後、乾隆年間まで、ただ陝西都司の洮州衛、四川行都司の越嵩衛、徳昌所、打冲河中左所、迷易所等だけが存続した。けれども、これらも乾隆年間の前半期にはすでに規格化されている。いずれにせよ、山西、陝西、湖広、四川の実土衛所の規格化は、基本的には雍正年間の出来事であったといふことができる。

振り返って考えれば、陝西の河州衛と岷州衛のように、明代においても、衛所の普通行政区化の試みは存在した。⁽⁴⁾ 康熙年間の万全、雲南、そして貴州三都司の規格化は、これらの試験形態の発展であると思ふことができる。これに対して、山西、陝西、湖広と四川におけるいっそう全面的な普通行政区化は、雍正年間を特色づける現象であり、この現象はやはり、雍正二年（一七二四）八月の諾岷の建議と分つことができない。雍正『大清会典』の兵部

の記載のなかには、非常に詳しく、かつ全面的に衛所廢棄過程が記載されている⁽⁴²⁾。この詳細な記載自体が、雍正中央権力の衛所の普通行政区化に対する関心と態度をはつきりと映し出している。明朝から遺留してきた陝西行都司と陝西都司、山西都司と湖広都司もそれぞれ、雍正二年(一七二四)、雍正三年(一七二五)になって廢棄されている。このことは、雍正中央権力の全国的に一律の例外のない行政機構を創出しようという決心とその実現を明白に物語っている。この政策を「改土帰流」にならって、「改武帰文」と呼称することができるだろうか。総括するなら、実土衛所はおおよそ、雍正年間に上述したような規格化を終えた。このことは、軍政区が普通行政区に変わったことと同義である。

附記 昨九六年一二月、本稿のもとになった論文を指導していただいた許大齡先生の突然の訃報に接することになった。本稿はいわば先生の学恩の結晶である。この場をおかりして先生のご冥福をお祈りすることをどうかお許しいただきたい。

註

- (1) 『明会要』卷三四「職官六」。
- (2) 王圻『統文獻通考』卷八九「職官考」。
- (3) 『清聖祖實録』卷一五、康熙四年五月丁未条(四—p. 229)。
- (4) 延綏、寧夏巡撫の廢止については、順治一八年(一六六一)にすでに、つぎのような意見が出されている。「陝西延綏、甘肅、寧夏總武將多、而文職少。其錢穀刑名一鹽司足以了事。不必虛設巡撫」^{『少師兼太子太師刑部尚書文淵閣大學士暫}

署吏部尚書臣衛周祚等謹題為敬因新制用舒末讓仰祈睿鑒事、中国第一歴史檔案館所藏『吏科史書』一二七冊。

(5) 『清高宗実録』卷三二八、乾隆二十三年一月丙辰条(一一三—p. 426)。

(6) 两江總督兼兵部右侍郎阿山の康熙四十二年(一七〇三)二月の以下の具奏は参考に値する。「撫臣剛愎輕躁、深刻以待下屬、專擅放恣、蔑視總督為烏有。在朝廷設立總督、蓋以地方重大、凡應行之事、必使下司通詳而行、即有不公行私之、巡撫亦不得專主四行無忌耳。今巡撫張志東、恣自四大小事件、使總督不得稍加參酌、視總督竟成虛設矣」、「總督江南江西等処地方軍務兼理糧餉操江兵部右侍郎兼都察院右副都御史阿山謹題為撫臣薦舉未公不敢附和雷同謹」、中国第一歴史檔案館所藏『吏科史書』一三九冊。

(7) 河南道監察御史張問政の順治一八年(一六六一)の具奏には以下のような表現が見られる。「我朝定鼎之初、原駐劄真定、後因改為直省總督移駐大名、以巡撫制河南、山東兩省」『河南道監察御史張問政謹題為因新制用舒末讓仰祈睿鑒事』、中国第一歴史檔案館所藏『吏科史書』一三〇冊。

(8) 『清高宗実録』卷一〇、乾隆元年六月癸酉条(九—p. 496)。

(9) 『清高宗実録』卷一八四、乾隆八年二月癸丑条(一一—p. 373)。もっとも、この数値はそう厳密なものとはいえない。

(10) 『清聖祖実録』卷三三、康熙六年七月甲寅条(四—p. 315)。

(11) 康熙『江南通志』卷二『設置沿革』、康熙三十三年(一六八四)刻本。

(12) 乾隆『江南通志』卷四『輿地志』建置沿革総表、乾隆元年(一七三六)刻本。

(13) 康熙『湖広通志』卷首『姓氏』、康熙三十三年(一六八四)刻本。

(14) 雍正『湖広通志』卷二『図』、雍正十一年(一七三三)刻本。

(15) 乾隆『湖南通志』、乾隆二十二年(一七五七)刻本。

- (16) 乾隆『甘肅通志』卷首『凡例』、乾隆元年(一七三六)刻本。
- (17) 雍正『陝西通志』卷二『設置図表』本朝陝西省府州県図、雍正十三年(一七三五)刻本。
- (18) 康熙『大清会典』卷一八『戸部・州県一』。
- (19) 乾隆二十五年(一七六〇)には江蘇省に江寧布政使司が設置された(したがって、全国でただ江蘇省にだけ二つの布政使司があったことになる)。けれども、このことは「分省」とは認識されていない。この時期になると、布政使司はすでに省域の基準ではなくなっているわけである。
- (20) 乾隆『大清会典』卷八『戸部』。
- (21) 雍正『湖広通志』首卷『聖制』。
- (22) 『大明官制』には数種類の版本がある。この点については、山根幸夫「大明官制について」(『岩井大慧博士古稀記念論集』、一九六三年)を参照されたい。
- (23) 『皇輿考』の複数の版本については、つぎの拙稿を参照されたい。真水「『皇輿考』與『広皇輿考』的版本」(『歴史文献研究』北京新五輯、一九九四年)。
- (24) これらの直隸州については、「明代正徳年間與万暦年間直隸州昇降表」(真水「明代直隸州攷」、『中央大学大学院研究年報』第二二号、一九九二年)を参照されたい。
- (25) 府、州、県の増減については、「康熙・乾隆地方行政機構増減表」(真水「世宗雍正帝時代における直隸州政策」、『環日本海研究年報』第四号、一九九七年)を参照されたい。
- (26) G. W. Skinner, "Cities and the Hierarchy of Local System", in *The City in the Late Imperial China*, ed. G. W. Skinner, Stanford University Press, California, 1977.

- (27) H・S・ブルナーとV・V・ハンゲルストロームは、早くから、つぎのような見解を示している。「直隸州と直隸府は、散州や散府が府になっていくプロセスの中間段階なのである」(H. S. Brunner and V. V. Hangelstrom, *Present Day Political Organization of China*, Shanghai, 1912, p. 426)。これに対して、スキナーは異議を唱え、散府から直隸府をへて府になるという発展連鎖の存在は立証されないと、はっきりと述べている。また、同時に、スキナーによれば、府へ昇格した直隸州は二〇州しかなく、よって散州から直隸州をへて府になるという発展連鎖の存在も疑わしいのである (Skinner, *op. cit.*, p. 322)。「散府→直隸府→府」という連鎖の存在については、スキナーが的確に指摘したように、実証的にみて、その存在を完全に肯定することはできない。けれども、「散州→直隸州→府」という連鎖の存在については、スキナーの否定的な反証は充分ではない。以下で示すとおり、筆者は、「散州→直隸州→府」という発展連鎖は存在したと考えている。散州、直隸州、府の統計に基づいた関係については、前掲拙稿(『世宗雍正帝時代における直隸州政策』、『環日本海研究年報』第四号、一九九七年)の付表一―三を参照されたい。
- (28) 例えば、『清世宗実録』巻一九、雍正二年閏四月己卯条(七一p. 311)、巻二一、雍正二年六月丙申条(七一p. 347-348)、巻二三、雍正二年八月癸巳条(七一p. 311)、巻二四、雍正二年九月庚戌条(七一p. 381)、巻二四、雍正二年九月己未条(七一p. 383)等を参照。
- (29) 例えば、『清世宗実録』巻六八、雍正六年四月壬午条(七一p. 1032-1033)、巻一〇三、雍正九年二月丙辰条(八一p. 368)。
- (30) 『蔣氏東華録』巻二五。
- (31) ここで提示した統計上の数値については、「明末清初全国各省府州県土司構成表」(筆者が北京大学歴史学部にて提出(一九九四年一〇月三一日)した学位論文『明末清初内地地方行政制度改革研究』八九頁。当該拙論は北京大学図書館、北京

- 国立図書館、および新潟大学法学部資料室に所蔵)を参照されたい。
- (32) 繁簡制の問題については、つぎの論考を参考にさせていただいた。和田正広「明代の地方官ポストにおける身分制序列に関する一考察」(『東洋史研究』四四—一、一九八五年)。
- (33) これらの議論の具体的な論点については、以下の資料を参照されたい。『明世宗実録』卷二八八、嘉靖二十三年七月甲子条(p. 559/九—p. 881)；『明世宗実録』卷三六三、嘉靖二十九年七月壬辰条(p. 6463/九—p. 9087)；『国朝典彙』卷三六：『皇明嘉隆兩朝聞見録』卷八：『明穆宗実録』卷一、嘉靖四十五年二月壬子条『即位詔書』(p. 0018/一〇—p. 9765)；『楊博』議天下郡県繁簡疏(『皇明疏鈔』卷四四『輿地』)；『皇明嘉隆兩朝聞見録』卷二一。
- (34) 『雍正硃批諭旨』第四九冊、郭銜、雍正六年三月一九日。
- (35) 『清世宗実録』卷一一三、雍正九年二月戊申条(八—p. 510)。衝繁疲難制の成立過程については、つぎの論稿を参考にさせていただいた。近藤秀樹「清代の銓選」『東洋史研究』、一七一—二、一九五八年。
- (36) 明清期における土司の数量的増減については、前掲拙論(『明末清初内地地方行政制度改革研究』第五章第二・三節所収の統計資料を参照されたい。これらの諸表は、時代の推移に沿った比較研究を念頭に、万曆『大明会典』、康熙『大清会典』、乾隆『大清会典』を典拠として作成したものである。土司に関する記述については、つぎの二著を参考にさせていただいた。吳永章『中国土司制度渊源與發展史』四川民族出版社、一九八八；龔蔭『明清雲南土司通纂』雲南民族出版社、一九八五年。
- (37) 黄宗羲『明夷待訪録』『田制二』；『明史』卷九〇『兵志二』衛所(八—p. 2196)；『国朝典彙』卷一五〇『兵部一四』、京堂：『皇明世法録』卷六五『宣大奏議』。
- (38) この間の経緯については、つぎの論稿に詳しい。檜木野宣「衛所の行方」『東洋史学論集・第三』、一九五四年。

(39) 「兵部議覆山西巡撫諾岷疏言 山西掌印都司一官、專司督催屯糧兼衛所。今衛所現在議裁。錢糧刑名原系藩臬二司兼理、請將該都司及都司首領經歷一并裁汰、應如所請、并行令各省督撫照例查明議裁。從之」、『清世宗實錄』卷二四、雍正二年八月丁酉条（七一pp. 375-376）。

(40) 「実土衛所」であるか「虚土衛所」であるかを認定する基本的な根拠は、地理書に記載が有るか否かである。地理書に記載があるということは、実際の管轄地を持つことであり、実土衛所であることが確認できる。この問題については、以下の二稿において啓発された。譚其驥「秋明代都司衛所制度」『禹貢』第三卷第一〇期、一九三五年・解毓才「明代衛所制度興衰考」、『説文月刊』第二卷第九〜十二期、一九四〇年。

(41) 『明憲宗實錄』卷一一三、成化九年二月癸酉条（二四／三一p. 2363）；『明史』卷四一「地理志三」（四一p. 1009）；『明史』卷三三〇「西域二」（二八一p. 8545-8546）。明代の河州衛や岷州衛の状況については、つぎの論稿を参考にさせていただいた。栗林宣夫「明代の西北辺境と衛所」（野口鐵郎他『中国史に於ける中央政治と地方社会』、一九八六年）。

(42) 雍正『大清会典』卷一〇六、一〇七『兵部武選司』都司衛所上・下。

…註(31)、(36)にて言及した拙論は、『明清地方行政制度研究』として、一九九七年九月、北京燕山出版社より刊行された。